

# 「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会 設置要領

## （設 置）

第1条 「長崎市中央部・臨海地域」の都市・居住環境整備基本計画の改訂、重点エリアの整備計画の策定及び、都市再生緊急整備地域の指定等に関する事項について意見交換及び必要な検討を行うため、「『長崎市中央部・臨海地域』都市再生委員会」（以下「委員会」という。）を開催する。

## （所掌事務）

第2条 委員会は、「長崎市中央部・臨海地域」都市再生調整会議の求めに応じて、次に掲げる事項について意見交換及び必要な検討を行う。

- (1) 重点エリアの整備計画の策定に関すること
- (2) 都市再生緊急整備地域の指定に関すること
- (3) 都市・居住環境整備基本計画の改訂に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

## （組 織）

第3条 委員会は、長崎県（以下「県」という。）・長崎市（以下「市」という。）協議のうえ別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委 員 長）

第4条 委員会に委員長を置き、当該委員のうちから、互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員長に事故があるときの職務代理者を指名することができる。

## （委 員 会）

第5条 委員会は、県が必要に応じて開催する。

- 2 委員会の議長は、委員長が当たる。
- 3 副知事・副市長等は、事務局の立場で委員会に出席し意見を述べることができる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## （庶 務）

第6条 委員会の庶務は、次に掲げる所属において処理する。

- ・ 県 土木部 都市政策課
- ・ 市 まちづくり部 都市計画課

## （雑 則）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成21年7月30日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成22年11月15日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成23年10月18日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成25年1月21日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成26年9月5日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成27年8月3日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成29年3月10日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成30年5月7日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成30年11月30日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成31年1月23日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成31年3月18日から施行する。

(別表1)

「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会

メンバー：12名

氏名	役職名
伊藤 滋	東京大学名誉教授
菊森 淳文	公益財団法人ながさき地域政策研究所理事長
外井 哲志	九州大学大学院工学研究院准教授
林 一馬	長崎総合科学大学名誉教授
平野 啓子	ながさき女性・団体ネットワーク会員
平松 喜一郎	長崎経済同友会副代表幹事
本田 時夫	長崎市商店街連合会副会長
石原 彰人	一般社団法人日本旅行業協会 九州支部長崎地区委員会委員長 株式会社JTB長崎支店長
山口 純哉	長崎大学経済学部准教授
山口 雅二	長崎商工会議所副会頭
寺岡 誠三	一般社団法人長崎青年会議所理事長
渡邊 貴史	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 環境科学領域教授

五十音順、敬称略